



JICA (ER) 第 11-05002 号
平成 20 年 11 月 5 日

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦 殿

独立行政法人 国際協力機構
理 事 黒木 雅文



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第 7 号

「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国スコピエ下水道改善計画調査」

2. 諮問事項

「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国スコピエ下水道改善計画調査」のドラフト・ファイナル・レポートにおける環境社会配慮

以 上

平成21年1月21日

独立行政法人 国際協力機構
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第7号に対する答申について

環境社会配慮ガイドライン2.4の規定に基づき、諮問第7号「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国スコピエ下水道改善計画調査」（開発調査）の環境影響評価について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国「スコピエ下水道改善計画調査」
ドラフト・ファイナル・レポート
答申

代替案の検討

1. 汚泥処理方式の検討に際して、温室効果ガス(二酸化炭素)の総合的な排出状況に関して評価項目として加えることが望ましい。

工場廃水

2. 工場廃水の受け入れについて、下水道処理対象から外した6工場以外についても、基本的な考え方を明らかにすることが望ましい。
3. 下水道に接続・放流される工場廃水について、モニタリング計画や監視体制等を含めた対策が提案されているが、関係機関(環境都市計画省、スコピエ市、スコピエ上下水道公社)の権限やインスペクターを含めた人員体制を明確にする必要がある。
4. 工場廃水の水域への直接放流水質基準と下水道への放流水質基準について慎重に検討するとともに、関連のある基準(除外基準、排水基準、排出基準、排除基準等)を明確に記載する必要がある。
5. 事業化の際には、現在実施中の統合的汚染防止管理(IPPC: Integrated Pollution Prevention and Control)制度の稼働状況について確認する必要がある旨、報告書の中で提言することが望ましい。

下水処理場からの放流水

6. 下水処理場からの放流水について、法的規制による排水基準とは別に内部運営管理上の水質目標を設定する必要があることを紹介し、その考え方を説明する必要がある。

保護区

7. 処理場予定地と保護区の記載を整理するとともに、保護区に対する緩和策を明確に示す必要がある。
8. 近隣に位置する保護区域に対して、汚泥乾燥床および一時貯留施設からの影響がどのように配慮されているか、乾燥による汚泥飛散の可能性も含めて明確にする必要がある。

その他

9. 収集したデータは、可能な限りレポートの中に残すことが望ましい。
10. 以下の事項について、報告書に追記すること。
 - (1) 処理場レイアウト図の中のバッファゾーンの幅
 - (2) 汚泥の一時貯留施設の容量
 - (3) 汚泥の天日乾燥床及び一時貯留施設に設置予定である不浸透性機能の具体的方策
 - (4) スコピエ上下水道公社が定める工場廃水受け入れ基準
 - (5) 処理水のモニタリングにおいて対象とする重金属の項目

以上